

財務省第9入札等監視委員会  
平成24年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成25年4月25日（木） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 相原 隆（関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士）	
審議対象期間	平成24年10月1日（月）から平成24年12月31日（月）まで	
抽出案件	5件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：宇治市宇治式番101国有崖地崩落防止工事 契約相手方：日特建設株式会社 京滋営業所 契約金額：73,500,000円 契約締結日：平成24年12月19日 担当部局：近畿財務局
		契約件名：甲子園職員宿舎耐震改修その他工事設計業務委託 契約相手方：コンストラクションインベストメントマネジャーズ株式会社 契約金額：3,076,500円 契約締結日：平成24年11月8日 担当部局：神戸税関
随意契約（公共工事）	—	
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：旧大津税務署及び大阪国税局中宮寮土壌汚染調査業務委託 契約相手方：株式会社ヨコタテック 契約金額：2,100,000円 契約締結日：平成24年11月6日 担当部局：大阪国税局
随意契約（物品役務等）	2件	契約件名：埠頭監視カメラシステム機器移設作業 契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 契約金額：1,997,100円 契約締結日：平成24年11月14日 担当部局：大阪税関
		契約件名：確定申告コールセンターにおけるオペレーター業務等委託 契約相手方：株式会社ベルシステム24 関西支社 契約金額：70,245,000円 契約締結日：平成24年11月8日 担当部局：大阪国税局
応札（応募）業者数1者関連	1件	契約件名：宇治市宇治式番101国有崖地崩落防止工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>契約件名：宇治市宇治貳番101国有崖地崩落防止工事            契約相手方：日特建設株式会社 京滋営業所            契約金額：73,500,000円            契約締結日：平成24年12月19日            担当部局：近畿財務局</p> <p>本件は、11月16日が入札公告、入札参加申込受付が11月27日まで、開札が12月7日となっており、一方で、入札公告では、質問書の提出は11月29日まで、12月5日から質問に対する回答の閲覧となっている。11月16日が公告初日で、入札期限は12月7日となっているが、入札（札入れ）はいつ行われるのか。</p> <p>開札日と同じ日まで猶予があるということなので、公告日からちょうど3週間になる。規則上の期間は何週間か。</p> <p>1者応札になった理由は何か。</p> <p>1者応札となり、入札金額が予定価格を下回らなかった場合、再度入札はどのように声掛けするのか。</p> <p>今後こういう事案で1者応札とならないための工夫は何かあるか。</p> <p>当時この種の工事の需要が多かった、すなわち、</p>	<p>開札日が12月7日のため、入札（札入れ）は12月7日である。</p> <p>公告期間は最低10日間、初日と最終日を含めて12日間となる。</p> <p>入札資料の閲覧に来た業者の中には、進入路がない、崖下にすぐ民家が迫っている場所のため、なかなか大変な工事という印象を持った者もいたようで、そのような立地条件の特異性や、12月末から翌年3月までの年度末の工事期間となった影響もあったと考えている。</p> <p>また、8月の大雨で河川の氾濫や道路の崩土があり、宇治、京都を中心とする業者はその復旧工事に当たった者が多かったと聞いており、翌年4月開通の京都縦貫自動車道の建設工事も影響したのかもしれない。</p> <p>不落となった場合は再度入札の声掛けをし、業者側が参加するのであれば行うことになる。今回は、税抜ベースで1回目は7,600万円、2回目に7,400万円、3回目で7,000万円に下げたため、結果的に高落札率となった。</p> <p>今回は参加資格をA等級に限ったがB等級まで広げることや、公告期間をもう少し長く取り業者にしっかり見ていただくことを検討したい。</p> <p>一般的ではあるがこのような方策で対応するしかないと考えている。</p> <p>公告期間については、24年6月の崖地崩落からい</p>

意見・質問	回答
<p>土砂災害が多くて対応できる業者が少ないという状況は予見できなかったのか。それを踏まえた何らかの対策がとれなかったのか、公告期間を長く取るといことも含めて、本件については当時そままでのことは念頭になかったということか。</p> <p>本件は3回の入札を繰り返し、落札したのでよかったが、もし業者が再度入札に応じてくれなかった場合はどうしていたのか。</p> <p>年度内でできるだけ実施するというのであれば、最初の設計業務でもなるべく短い期間で対応するということはしなかったのか。</p> <p>工事が年度をまたぐときはどのような取り扱いとなるのか。</p> <p>例えば、対象の2分の1まで年度内で工事をして、残り半分は翌年度というような形になるのか。</p> <p>残り半分はやはり入札か。</p> <p>本件は実際に少し工事が遅れているようであるが、それは構わないのか。</p> <p>予算の執行は何年度分になるのか。</p>	<p>ろいろな手続を経て、本件工事を行うための設計業務について入札を行ったが、1度目は不落になり、再度公告入札を行った。これだけで約50日間のロスが生じてしまい、これ以上後ろ倒しになると年度内の工事ができないということもあったことから、公告期間は最低限にしたという経緯がある。</p> <p>また、8月の大雨は大変だという認識はあったが、近畿登録のA等級の業者は250者近く存在し、B等級に広げて増やす必要があるとまでは、実際この結果を見るまではわからなかったというのが正直なところである。</p> <p>もし落札していなかったとしても、危険な崖の状況があったため、工事を翌年度に回すことは現場としては考えられず、途中で打ち切るような形にしてでもとにかくできるところまで実施することを考えていた。</p> <p>本件の設計業務は通常、3カ月程度の業務期間を必要とするが、2カ月で行っている。また、設計期間の終盤に設計図書ができた状況であったため、前倒しで本件工事の公告も行ったことにより、可能な限り短縮したというのが実情である。</p> <p>年度末で打ち切って、残工事はまた新たに入札を行うことが考えられる。</p> <p>年度内にどこまで実施できるかを業者と調整し、ぎりぎり実施できるところまでめどを立てて実施することになると思う。</p> <p>原則としてそうなる。</p> <p>本件については業者の責によらない、予想しえなかったような原因により遅れており、会計制度上、事故繰越が認められたことにより年度をまたいで工期を延長することができた。</p> <p>24年度で工事代金の前払分の4割を執行し、残り6割を25年度で繰越し執行するということになる。</p>

意見・質問	回答
<p> <b>契約件名</b>：埠頭監視カメラシステム機器移設作業  <b>契約相手方</b>：NECネクサソリューションズ株式会社  <b>契約金額</b>：1,997,100円  <b>契約締結日</b>：平成24年11月14日  <b>担当部局</b>：大阪税関 </p> <p>この契約の相手方は、公募に応じなかったのか。</p> <p>公募に応じなかった理由は何か。また、排除している理由は何かあるのか。</p> <p>契約者NECネクサソリューションズが競争入札であれば入札すると想定し、相手を探すために公募をしたという理解でよいか。</p> <p>結果、応募者がいなかったため、競争入札は行われず、随意契約になったという理解でよいか。</p> <p>この作業は技術的に当初の契約の相手方でなければできないという理解でよいか。</p> <p>そのような技術的な問題がある以上、随意契約にならざるを得ないということか。</p> <p>では、同様の事案が発生した場合、同じような結果にならざるを得ないということか。</p> <p>1者応札の可能性が高い場合、競争入札をするため業者から見積書を取り、予定価格を積算する。結果、当該業者が見積書満額にて落札するというパターンになる。これを改善するため、新しい試みを行ったということか。</p>	<p>公募には応じていない。</p> <p>公募の条件として、現契約者以外で請負可能な者という前提がついており、もともと公募の対象とはなっていない。  なお、応募者があれば現契約者も含めた一般競争入札に移行することとなる。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>一般的な監視カメラの場合、電気工事会社でも施工可能であるが、税関カメラの場合、画像を送るシステムに高度な技術使われているため、厳しい点があると思われる。</p> <p>そのように理解している。</p> <p>その可能性は高いと思う。  しかし、以前、この委員会の審議において、相手方の見積金額に従うような形を改善すべきという意見を受け、本案件では、随意契約移行後、値下げ交渉を行った。</p> <p>見積書の金額に頼らず、人件費等の要素から厳しい予定価格を積算したということである。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="193 141 687 174">その手段は、今後も、活用できる方法か。</p> <p data-bbox="164 280 788 358">予定価格算出に際し、契約の相手方から聴取した情報を利用し独自に積算したということによいか。</p> <p data-bbox="193 418 767 452">内訳書により、努力している点が分かってよい。</p>	<p data-bbox="810 141 1431 219">一度チャレンジした結果であり、すべてに応用できるとは考えていない。</p> <p data-bbox="836 280 1064 313">そのとおりである。</p>

意見・質問	回答
<p> <b>契約件名</b>：甲子園職員宿舎耐震改修その他工事  <b>設計業務委託</b>  <b>契約相手方</b>：コンストラクションインベストメントマネジャーズ株式会社  <b>契約金額</b>：3,076,500円  <b>契約締結日</b>：平成24年11月8日  <b>担当部局</b>：神戸税関 </p> <p>           落札率が低いが予定価格をどのように算出したか及び品質担保確認をどのように行ったかを説明願う。         </p>	<p>           まず、本件の落札率が低かったことについて説明する。         </p> <p>           落札者に対しては、開札直後に委託内容の再確認を行ったうえ、落札率が低い理由を聴取し、履行が可能かどうかの確認を行った。落札率が低い理由は、一般的な設計事務所であれば、設計以外の構造計算や設備改修等について外部委託することが多いようであるが、落札者は自社に構造計算、設備改修部門を有しており、外部委託することなく、価格を安く抑えることができるとのことであった。         </p> <p>           また、本件については低入札価格調査をする必要のない契約であったが、念のため、同調査の調査項目に準じて聞き取り調査等を行い、確実な履行が可能であるかという確認を行った。具体的には、入札価格の内訳書及び工程表を提出させ、専任担当者が設計及び積算を行う体制であること、契約期間中における他の業務の請負状況、構造計算を行うためのシステム等の有無を確認し、さらに、過去に国及び地方公共団体等からの請負実績を有していることを確認している。その他、同社のホームページの掲載状況から、信用状況等の確認も行っている。         </p> <p>           次に、品質の確認について説明する。         </p> <p>           本件業務である設計等の作業開始前においては、仕様書に従い、複数の耐震工法を提示させ、複数回にわたり受託者と綿密な打合せを重ねて工法を決定した。さらに、現地で建物や設備の状況を確認しながら入念な打合せを行っている。設計業務等の作業開始後は、電話やメールにより受託者と連絡を取り合い、途中経過を報告させ、作業の進捗状況を把握して内容の確認を行うとともに、作成途中の設計図面や積算資料に対して受託者に質問や指摘を行い、最終的な仕上りの前に細部にわたって監督することによって内容の確認を行った。         </p> <p>           また、本契約については、仕様書に、本業務完了後であっても、工事発注または施工に際し設計によ         </p>

意見・質問	回答
<p>入札状況調書を見ると、入札金額の一番高いものでも予定価格と比較すると随分安価に感じる。こうなってくると、落札者が外注をしないから安くなったというのは、そういう業者が他にもこれだけいたということになるが。</p> <p>予定価格は、外注をするという前提で積算したということか。</p> <p>参考見積りを取った2者は、応札したのか。</p> <p>そうすると、予定価格と各社の入札金額からすると参考見積りよりはかなり入札金額を低くしている状況が分かる。その参考見積りの意味合いはどうなるのか。</p> <p>設計業務の品質は、どのように確認するのか。念のために調査をしているということは分かったが、最終の製品である設計図書が良いものか悪いものかの判断はどのようにするのか。</p> <p>姉齒事件があって、詳しく中身は知らないが、手抜き設計図書を出されても、それを見抜くことは難しいということではないのか。</p> <p>それは多分、姉齒事件でもそうしていたのではないかと思う。だから、難しい。役務の提供の品質をどうやって担保するか。専門家が作っているのだから間違いはないだろうということとなる。他者が高いというのは、単に人件費が高いという理由であれば簡単な話であるが、他者が100時間かかるところをここが70時間で作ってきた、それはノウハウがあるから効率よく完成したと言われたらまだ納得いくが、そういった理由がなければ、本当はじっくり考えないといけないようなところを適当に線を引きました</p>	<p>る支障が生じた場合は設計等成果物について必要な修訂正を行わなければならない旨の規定を盛り込むことにより、品質の確保を行った。</p> <p>外注をしない会社もいくつかあるようである。</p> <p>参考で見積りを取ったときには、外注が前提だった。</p> <p>2者のうち1者が参加し、もう1者は、参加していない。</p> <p>業者は入札内容から同業者が多数参加するかどうかの予測を立て、それを踏まえて入札金額を決定するため、参考見積りと開きがあると思われる。</p> <p>品質に関しては、どういう会社なのか、そういうことを確認した上で、会社との信頼関係を築いていくということになる。あとは、仕様に沿った内容でできているのか。耐震改修に関してはどういう設計図になっているのか、給排水はどういう設計図になっているのか、これは素人目から見るとということになるが、それもやはり信頼関係になってくる。</p> <p>それも踏まえ、仕様書の方には、工事が開始されて、その設計によって支障が出た場合には、必要な設計図書の修訂正を行うという仕様になっている。</p> <p>そういうことがないように、連絡を密にとって、どこまでできているのか、どこまで進捗しているのか等、途中経過を持参させて、現状を説明をさせることにより品質というものを確保している。</p>

意見・質問	回答
<p>ということにならないか。</p> <p>今、積算について確認をしたという話があったが、予定価格調書は、時間当たりの単価という形で算出したということによいか。</p> <p>落札者に各項目について、何故その金額になっているのかということを経時間と単価という形で確認するということは難しいのか。</p> <p>つまり、予定価格に対するずれが低価格入札についてどこで生じているのかを客観的に把握するために同じものを作成してもらえば一番分かりやすいかと思うが、そういうことは難しいものか。</p> <p>どこが一番ずれているのか。</p> <p>外注をする、しないという話があったが、耐震二次診断業務という単価が外注しない分だけ下がるとか、時間が短縮できるなど、調査内容がより客観的になると思われるので、検討いただきたい。</p> <p>今、資料がないということで、正確な回答は無理かもしれないが、そういった資料を見て、特に不合理、不審な点はないかという点でよいか。</p> <p>これまでの事案でも、参考見積りを取り、その者が1者しか応札してこなかったという事例があるが、この参考見積りをどう運用するかというのは、何か今後の検討課題のような気がする。うがった見方をしたら、高く見積もっておいて、安く札を入れることができる。そういうことを防ぐためにはどうすればいいのかということを考えていかなければならない。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>落札者からは内訳書を提出させている。</p> <p>申し訳ない。手元に資料がないので、即答できない。</p> <p>承知した。</p> <p>そう判断している。</p>



意見・質問	回答
<p> <b>契約件名：旧大津税務署及び大阪国税局中宮寮            土壤汚染調査業務委託</b>  <b>契約相手方：株式会社ヨコタテック</b>  <b>契約金額：2,100,000円</b>  <b>契約締結日：平成24年11月6日</b>  <b>担当部局：大阪国税局</b> </p> <p>           予定価格の設定は、極力物価を知った上で設定する必要があるのではないか。         </p> <p>           今回の入札結果により、今後改善する方法はないのか。         </p> <p>           近畿財務局の案件で前に土壤汚染調査業務があった記憶があるが、他局と情報交換をしているのか。         </p> <p>           積算方法に加え、実勢レートや掛け率等の把握も有効と考えられるので、これらも含め、より一層、緊密な情報交換をしていただきたい。         </p> <p>           財務局へ財産を引き渡すとき、土壤汚染調査は引き渡す側が行うというルールなのか。         </p> <p>           最初に財務局から国税局に財産を引き渡した時に、土壤汚染調査を実施しているのか。         </p> <p>           最近はどうしているのか。         </p> <p>           この調査は、国税局予算で実施し、財務局に引渡しを行うのか。         </p> <p>           当該土地の価値を上回る調査費用がかかったとしても、やらざるを得ないのか。         </p>	<p>           今回の予定価格については、当局において過去に実績がないため、参考価格を市販されている図書を参考にしている。         </p> <p>           応札業者の半数以上が低価格で入札しているため、今回、業者から聞き取った結果を、今後は参考にしたいと考えている。また、同様の業務が発生した場合、業者からの情報収集を積極的に行い、今後の予定価格の参考としたい。         </p> <p>           土壤汚染調査については、2回目であり、それまで積算のノウハウがなかったため、近畿財務局に積算方法の指導を受け、積算した。         </p> <p>           参考とする。         </p> <p>           そのとおりである。         </p> <p>           財務局の指導のもと、国の財産は国税局の管理する財産が用途を廃止した場合は財務局に引き渡し、財務局で処分を行う。         </p> <p>           事前に当局が行う業務については、財務局から指示がある。         </p> <p>           昔であるため、おそらく実施していないと思われる。         </p> <p>           最近は、全て実施しており、調査終了後、引渡しを行っている。         </p> <p>           そのとおり、国税局予算で実施している。         </p> <p>           必ず調査をしなければならない。         </p>

意見・質問

回答

この種の調査については、見積りと契約金額との間でかい離が生じがちと思われる。  
今まで事例がなかったが、今回で事例が一つできたので、今後の参考にされたい。

参考とする。

意見・質問	回答
<p> <b>契約件名</b>：確定申告コールセンターにおけるオペレーター業務等委託  <b>契約相手方</b>：株式会社ベルシステム24 関西支社  <b>契約金額</b>：70,245,000円  <b>契約締結日</b>：平成24年11月8日  <b>担当部局</b>：大阪国税局 </p> <p>           予定価格の積算を厳しく設定したところ、入札金額が予定価格を下回らなかったため、不落となった。その後、移行した随意契約において予定価格を下回る価格の提示があったことから、仕様書を変更することなく契約締結に至った。         </p> <p>           契約締結に至った経緯から、最も安価での調達となった、と評価してよいか。         </p> <p>           入札が不落となった後の随意契約で、見積書の金額が予定価格を下回らなかった場合はどのような手続になるのか。         </p> <p>           不落となった後、随意契約により契約を締結することができるのであれば、予定価格を実情に合わせるといった難しいことを考えず、厳しい予定価格を積算しても良いのではないか。         </p> <p>           まさに予定価格を的確に積算することが非常に重要であり、また難しいところだと思う。この事案は、予定価格を厳しく設定した結果、不落となったが、適度な厳しさであったことから、随         </p>	<p>           業務内容及び過去の実績を勘案して予定価格を積算しているが、今回、落札に至らなかった。その理由について、参加業者に確認を行ったところ、平成24年10月に派遣法の改正が影響したことが判明した。         </p> <p>           派遣法の改正で、30日以内の日雇い派遣が原則禁止となったことから、従来のように短期雇用が不可能となり、30日以上雇用するとなると、雇用保険という新たな費用負担も発生する。         </p> <p>           よって、全体的に入札価格が上がったと想定される。         </p> <p>           今後は過去の実績にとらわれず、業界の情報及び賃金の状況を情報収集し、予定価格に反映させていかなければならないと考えた。         </p> <p>           再度公告入札を行うことになる。         </p> <p>           入札金額が予定価格を下回らなかったということは、価格面で仕様書の内容に履行困難な箇所があったことが考えられる。         </p> <p>           また、業務の分割が可能であれば業務の細分化を行うなど、仕様書の変更を試みて再度公告入札を行うことになる。         </p> <p>           当局の場合、予定価格の積算に当たっては、過去の実績を参考にしている。         </p> <p>           非常に安価で落札する業者が存在すると、その後の調達において予定価格が厳しくなる。しかし、その安価で落札していた業者が入札に参加しなかった場合は、不落となる可能性が高く、その後の随意契約による契約締結も難しくなる。         </p>

意見・質問	回答
<p>意契約において契約締結に至った。過度な厳しさであれば、契約締結に至らず、再度公告入札を行わなければならない、大変な事務量を費やすことになっていた。</p> <p>有益な情報収集の必要性を感じた。</p> <p>今回の調達に当たっては、派遣法改正が入札金額に影響した点から、情報収集を行い、社会の動向の研究も必要だと考える。</p>	